

目次

第1章 総則	1
第1条（約款の適用）	1
第2条（約款の変更）	1
第3条（用語の定義）	1
第4条（基本サービスの内容）	2
第5条（オプションサービス種目）	2
第6条（提供区域）	3
第7条（利用契約の単位）	3
第8条（転用）	3
第9条（申し込みの承諾）	3
第10条（利用契約の成立と利用開始日）	3
第11条（承諾の限界）	3
第12条（当社が行う基本サービス提供の制限）	4
第2章 サービスについて	4
第13条（特定事業者が定める加入者回線等番号）	4
第14条（加入者回線の終端）	5
第15条（施設または機器の設置および費用負担）	5
第16条（施設または機器の移設および費用負担）	5
第17条（施設または機器の撤去および費用負担）	5
第18条（当社および特定事業者の施設の維持責任）	5
第19条（加入者の維持責任）	5
第20条（施設の故障）	6
第21条（修理または復旧の順位）	6
第22条（回線相互接続の請求）	6
第23条（回線相互接続の変更）	6
第24条（回線相互接続の廃止）	6
第25条（オプションサービスの制限）	6
第26条（web フィルタリングの内容）	7
第27条（シマンテックオンラインサービスの内容と免責事項）	7
第28条（メールウイルスチェックの内容と免責事項）	7
第29条（迷惑メールチェックの内容と免責事項）	7
第30条（追加メールアドレス、追加ホームページURL、追加ホームページ容量の内容）	8
第31条（無線LAN ルーターおよび無線LAN カードの内容）	8
第32条（安心マイレスキューの内容）	8
第3章 雑則	8
第33条（通信の秘密）	8
第34条（機密保持）	8
第35条（禁止事項）	9
第36条（情報の削除等）	10

第 37 条（著作権）	10
第 38 条（コンテンツ）	11
第 39 条（加入者の義務）	11
第 40 条（基本サービスの利用様態の制限）	11
第 41 条（損害賠償の免責および特約事項）	11

かっとび光契約約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

イツツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「法」といいます。）およびその他の法令に従うとともに、東日本電信電話株式会社（以下「特定事業者」といいます。）が提供する光コラボレーションモデルを活用し、当社の定めるかっとび光契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）により、かっとび光（以下「基本サービス」といいます。）を提供するものとします。

2. 基本サービスの提供条件について、基本サービス約款に定めのある場合を除き、特定事業者のIP通信網サービス契約約款によるものとします。

第2条（約款の変更）

当社は、第3条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によります。

2. 基本サービス約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第3条（用語の定義）

基本サービス約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
特定事業者	東日本電信電話株式会社
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電氣的設備
電気通信回線	加入者が電気通信事業者（法第9条の登録を受けた者をいいます。）から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備および、これと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
機器	基本サービスの利用にあたって使用する回線終端装置、端末設備および付属品の総称
IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
IP通信網サービス	IP通信網を使用して当社が行う電気通信サービス
取扱所交換設備	特定事業者の事業所等に設置される基本サービス提供に係る交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます）
回線終端装置	加入者回線の終端の場所に特定事業者が設置する装置（端末設備を除きます）

用語	用語の意味
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が、他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内にあるもの
自営端末設備	加入者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
回線相互接続	法第32条の規定に基づいて当社の電気通信回線と当社以外の電気通信事業者の電気通信回線を相互に接続すること
提携プロバイダ	当社と提携する電気通信事業者
サーバ	端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器
接続用回線	インターネットを利用する際に、端末を電気通信事業者交換設備まで接続する回線で、同軸ケーブル、光ファイバ、電話網、INS64、PIAFS網、非対称デジタル加入者線、イーサネット、東日本電信電話株式会社（NTT東日本）の提供するIP通信網など
ネットワーク接続装置	接続用回線の終端に位置し、端末装置と基本サービスに係る当社の設備との間の信号を変換する機能を有する電気通信設備およびルータ、TA、モデムなど
ドメイン名	所定の管理機関や指定事業者などより割り当てられたインターネット上の所在を示す識別子名
インターネットアドレス	インターネットプロトコルとして定められている32bitまたは128bitのアドレス
ソフトウェア開発企業	オプションサービスとして提供するサービスを利用するためのソフトウェアを開発した企業および、その販売代理店
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条（基本サービスの内容）

当社は、特定事業者が提供するIP通信網を介してインターネット接続サービスを提供します。

2. 基本サービスで提供するサービス品目は、次の通りとします。

サービス品目
ファミリー 1Gタイプ、ファミリー 200Mタイプ、ファミリー 100Mタイプ、マンション 1Gタイプ、マンション 200Mタイプ、マンション 100Mタイプ（光配線方式/VDSL方式/LAN配線方式）

3. 各サービス品目を利用する場合、次の標準機能を利用することができます。

標準機能
メールアドレス（5個）、どこでもメール、ホームページURL（1個）、ホームページ容量（100MB）

4. 当社は、サービス品目内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第5条（オプションサービス種目）

基本サービスで提供するオプションサービスのサービス種目（以下、「オプションサービス種目」といいます。）は、次の通りとします。

オプションサービス種目

追加メールアドレス、追加ホームページURL、追加ホームページ容量メールウイルスチェック、迷惑メールチェック、安心マイルスキュー、web フィルタリング、シマンテックオンラインサービス、無線 LAN ルーター、無線 LAN カード

2. 当社は、オプションサービス種目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第6条（提供区域）

当社は、特定事業者が別途定める提供区域において基本サービスを提供します。

2. ファミリー1Gタイプおよびマンション1Gタイプについては、特定事業者が別途定める東京都・神奈川県のみを提供とします。
3. 前2項において、当社係員が加入者宅に訪問を行う区域の詳細は、当社ホームページ等、当社が別途掲載するものとします。

第7条（利用契約の単位）

当社は回線収容部毎または利用回線毎に1件の利用契約を締結します。この場合、加入者は1件の利用契約につき、1個人または1法人に限ります。

第8条（転用）

加入者は特定事業者のIP通信網サービスのうち、特定事業者が定める一部の種類の回線を、基本サービスに移行すること（以下、「転用」といいます）ができます。

2. 転用に際し、IP通信網サービス契約者（IP通信網サービス契約者より委任された者も含みませす）は特定事業者が指定する方法で、特定事業者に転用承諾を得るものとします。
3. 加入者は、特定事業者のIP通信網サービスから基本サービスに転用する場合、当社指定の様式にて当社の定める事項をあらかじめ提出するものとします。
4. 当社で転用の手続きが完了した場合、転用前の特定事業者のIP通信網サービスに復旧することはできません。
5. 基本サービスから特定事業者を含む他の事業者のサービスに転用することはできません。
6. 第1項により、新たに当社と基本サービスの利用契約を締結した場合であって、当社に引き継がれた分割支払金の残余の期間の債務（特定事業者が定める契約約款に規定するものをいいます。以下、この契約約款において「工事費残債」といいます。）があるときは、そのIP通信網サービスの転用に関わる基本サービスの加入者は、工事費残債について期限の利益を失い、当社が定める方法により直ちにその工事費残債を支払うものとします。

第9条（申し込みの承諾）

当社は、利用契約の申し込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾します。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。

第10条（利用契約の成立と利用開始日）

利用契約は、基本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. 基本サービスの回線工事が完了した日を利用開始日とします。

第11条（承諾の限界）

当社および特定事業者は、加入者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社または特定事業者の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その旨

を加入者に通知します。

第12条（当社が行う基本サービス提供の制限）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、基本サービスの提供を制限することがあります。

- (1) 天災・地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき
 - (2) 加入者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
 - (3) 加入者に送信される電子メールの送信元（ドメイン名・電子メールアドレス・インターネットアドレス等）が虚偽または実在しないと当社がその時点で判断したとき
 - (4) 加入者に送信される電子メールの送信元が、当社所定の基準により制限する必要があると判断した電子メールの送信元であったとき
 - (5) 加入者が閲覧しようとするホームページ・画像・映像等、その他加入者が接続しようとする通信対象（以下「通信対象」といいます。）が、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会から当社に提供される児童ポルノ関連ページ等のリスト（以下「リスト」といいます。）の内容に合致したとき。
 - (6) 通信対象が、リストと同一ドメイン名で管理されているとき。
2. 当社は、前項第1号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 3. 当社は、第1項第2号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 4. 当社は、第1項第3号または第4号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく、電子メールの受信を拒否または配信を遅延させることがあります。
 5. 当社は、第1項第5号または第6号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく通信対象の接続を制限します
 6. 当社が本条の規定により、基本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします
 7. 基本サービスの提供が制限された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
 8. 第1項第2号の規定により当社が基本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合は、当社は、基本サービスの提供を停止または休止することがあります。また、共通約款第7条（利用契約の単位と有効期間）第3項の規定に関わらず、利用契約を解除することができるものとします。

第2章 サービスについて

第13条（特定事業者が定める加入者回線等番号）

加入者回線等番号は、特定事業者が別に定めるところにより加入者回線等毎に特定事業者が定めます。

2. 特定事業者は技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、加入者回線等番号を変更することがあります。
3. 前項の規定により、加入者回線等番号を変更する場合には、当社および特定事業者はあらかじめその旨を加入者に通知します。
4. 加入者は、加入者回線等番号および当社が別に定める方法により、契約内容の変更、その他の請求等を行うことができます。この場合において、当社および特定事業者はその請求等は加

入者が行ったものとみなし、そのことに伴い発生する損害については、責任を負わないものとします。

第 14 条（加入者回線の終端）

特定事業者は、加入者が指定した場所内の建物または工作物において、特定事業者の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤または回線終端装置等を設置し、これを加入者回線の終端とします。

2. 特定事業者は、前項の地点を定めるときは、加入者と協議します。

第 15 条（施設または機器の設置および費用負担）

加入者は契約申し込みまたは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、イッツコムサービス料金表（以下「料金表」といいます。）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があつた場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2. 工事の着手後完了前に解除等があつた場合は、前項の規定にかかわらず、加入者は、その工事に関して解除等があつたときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担するものとします。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

3. 加入者は、加入者の各種変更の希望により工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。

4. 加入者は、当社および特定事業者より端末設備の貸与を受けることができます。

第 16 条（施設または機器の移設および費用負担）

当社が共通約款第 14 条（設置場所の変更）第 1 項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、特定事業者により端末設備を移設します。この場合、加入者は端末設備および回線終端装置の移設に要する費用を負担するものとします。

第 17 条（施設または機器の撤去および費用負担）

共通約款第 18 条（加入者が行う利用契約の解約）第 1 項および第 19 条（当社が行う利用契約の解除）第 1 項、第 2 項の規定により利用契約が終了したときは、加入者は端末設備および回線終端装置を特定事業者が指定する場所へ速やかに返還するものとします。なお、撤去に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。

第 18 条（当社および特定事業者の施設の維持責任）

当社および特定事業者は、当社および特定事業者の施設を法および電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）の規定に適合するよう維持するものとします。

2. 加入者は当社および特定事業者の施設の維持管理の必要上、共通約款第 17 条（当社が行う基本サービス提供の休止）第 1 項の規定により、基本サービスの提供が一時的に休止することがあることを同意するものとします。

第 19 条（加入者の維持責任）

加入者は、特定事業者の電気通信設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備を、善良な管理者の注意をもって取扱い、基本サービス約款および特定事業者の定める IP 通信網サービス契約約款に適合するよう利用するものとします。

2. 加入者の故意または過失により特定事業者の施設に故障が生じた場合には、加入者はその修復に要する費用を負担するものとします。

3. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第20条（施設の故障）

加入者は、加入者の自営端末設備または自営電気通信設備が加入者回線等に接続されている場合であって、加入者回線その他当社または特定事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に通知するものとします。

2. 前項の確認に際して、加入者から通知があったときは、当社は、取扱所交換設備の設置されているIP通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を加入者に通知します。
3. 当社は、前項の試験により特定事業者が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、加入者の請求により特定事業者の係員が訪問および調査した結果、故障の原因が加入者の自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、加入者はその訪問および調査に要した費用を負担するものとします。

第21条（修理または復旧の順位）

特定事業者は特定事業者が設置した電気通信設備が故障、滅失した場合、その電気通信設備を修理または復旧します。この場合において、その修理または復旧の順位等については、特定事業者の定めるところによります。

2. 前項の場合において、電気通信設備を修理または復旧するときは、故障、滅失した加入者回線について、暫定的に収容IP通信網サービス取扱所またはその経路が変更されることがあります。

第22条（回線相互接続の請求）

加入者は、加入者回線の終端に接続されている端末設備等を介し、加入者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線との相互接続を請求することができます。この場合、次の各号を記載した当社所定の書面を提出するものとします。

- (1) 接続を行う場所
- (2) 接続を行う当社以外の電気通信回線に係わる電気通信事業者の氏名または名称
- (3) その他、接続の請求内容を特定するための事項

2. 当社は、前項の請求があった場合、その接続に関し、公衆網と相互接続をするとき、または基本サービス約款に違反するとき、もしくは当社以外の電気通信事業者の承諾が得られないときを除き、その請求を承諾します。

第23条（回線相互接続の変更）

回線相互接続の変更をしようとするときは、加入者は事前に書面により当社に通知するものとします。この場合、当社は前条の規定に準じて取り扱います。

第24条（回線相互接続の廃止）

回線相互接続の廃止をしようとするときは、加入者は事前に書面により当社に通知するものとします。

第25条（オプションサービスの制限）

当社は、加入者が第12条（当社が行う基本サービス提供の制限）第1項各号のいずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を制限することがあります。

2. 当社は前項の規定により、特定のオプションサービスに限って提供を制限するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対しその理由および制限期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 第1項の規定により、特定のオプションサービスの利用を制限された加入者が、当該制限期

間内にその原因となった事由を解消しない場合、当社は、共通約款第7条（利用契約の単位と有効期間）第3項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。

第26条（webフィルタリングの内容）

webフィルタリングを利用する加入者は、webフィルタリングにより、指定した特定の分野に属するwebページ、および特定のwebページの閲覧ができないよう設定を行うことができます。

2. 当社は、当社の定める方法により利用の申し込みを行い、使用許諾契約に同意したwebフィルタリングを利用しようとする加入者にシリアルIDを発行します。webフィルタリングを利用しようとする加入者は、当社の定める方法により、シリアルIDを用いてソフトウェアを当社よりダウンロードし、端末にインストールすることにより、webフィルタリングを利用するものとします。
3. 加入者は、シリアルIDをIDと同様に取り扱うものとします。

第27条（シマンテックオンラインサービスの内容と免責事項）

シマンテックオンラインサービスで利用できるソフトウェアは、ノートン360オンライン、ノートンインターネットセキュリティオンライン、およびノートンアンチウイルスオンラインとし、それぞれのソフトウェアに関して複数申し込むことができるものとします。

2. シマンテックオンラインサービスを利用しようとする加入者は、当社およびソフトウェア開発企業の定める方法により、利用の申し込みを行い、ソフトウェアをダウンロードし、使用許諾契約に同意した上で端末にインストールを行うことにより、シマンテックオンラインサービスを利用するものとします。
3. シマンテックオンラインサービスで利用できるソフトウェアに起因する不具合のサポートは、ソフトウェア開発企業が行うものとし、その不具合によって損害が生じた場合、当社はその責を負わないものとします。
4. シマンテックオンラインサービスの複数のソフトウェアを利用する加入者は、共通約款第37条（オプションサービスの解約）の規定に則り、一つのソフトウェアのみを利用解除することができるものとします。

第28条（メールウイルスチェックの内容と免責事項）

メールウイルスチェックを利用する加入者は、加入者のメールまたはメーリングリストの送受信時に当該メールに含まれるウイルス（以下「メールウイルス」といいます。）について、当社がその時点で妥当と判断する基準（以下、本条において「基準」といいます。）に基づき、当社サーバにてメールウイルスを除去し、安全度の高いメール送受信を行うことができます。

2. その時点で当社の基準に該当せず、当社サーバにて除去することができなかったメールウイルス、およびメール以外の手段により頒布されるウイルスによってメールウイルスチェックを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、メールウイルスチェックの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によるメール（添付ファイルを含みます。）の損失等、メールウイルスチェックを利用する加入者および第三者の損害について、一切責任を負わないものとします。

第29条（迷惑メールチェックの内容と免責事項）

迷惑メールチェックを利用する加入者は、加入者の承諾なく一方的に送信される電子メールや一般的に不快感、嫌悪感を抱かせる内容の電子メール等を当社がその時点で妥当と判断する基準（以下、本条において「基準」といいます。）と、迷惑メールチェックを利用する加入者が自ら設定した条件に基づき、迷惑メールを当社サーバにて、自動的に判別することができます。

2. 迷惑メールチェックでは、迷惑メールと判別されたメールの一部（件名、その他）に識別情報を付加した上で、迷惑メールチェックを利用する加入者の設定により、当社サーバ上での隔

離および迷惑メールの隔離状況の通知を受けることができます。

3. 当社は、迷惑メール判別の精度のほか、迷惑メールチェックの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によって迷惑メールチェックを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、一切責任を負わないものとします。

第 30 条（追加メールアドレス、追加ホームページURL、追加ホームページ容量の内容）

追加メールアドレス、追加ホームページURL、追加ホームページ容量（以下、「その他追加オプション」といいます。）を利用する加入者は、標準サービス各機能の最大保持数を増大させることができます。

第 31 条（無線 LAN ルーターおよび無線 LAN カードの内容）

無線 LAN ルーターは、サービス品目の「ファミリー 1G タイプ」、「ファミリー 200M タイプ」、「ファミリー 100M タイプ」、「マンション 1G タイプ」、「マンション 200M タイプ」、「マンション 100M タイプ（光配線方式）」を利用する加入者が申し込むことができるものとし、当社および特定事業者より貸与を受けることができます。

2. 無線 LAN カードは、特定の回線終端装置に増設して利用することができます。
3. 第 1 項により、当社および特定事業者より無線 LAN ルーターおよび無線 LAN カードの貸与を受ける加入者は、共通約款第 37 条（オプションサービスの解約）第 2 項に定める利用終了日に、当社に無線 LAN ルーターおよび無線 LAN カードを返還するものとします。なお、加入者が故意または過失により無線 LAN ルーターおよび無線 LAN カードを破損もしくは紛失し、または返還しない場合、加入者は、料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

第 32 条（安心マイレスキューの内容）

安心マイレスキューを利用する加入者は、あらかじめ指定された範囲の危機管理情報（気象情報、交通情報、危機情報）の情報を電子メールで受けることができます。

第 3 章 雑則

第 33 条（通信の秘密）

当社は、法第 4 条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第 1 項の規定にかかわらず、加入者の通信の照会に応じることができるものとします。

第 34 条（機密保持）

加入者および当社は、基本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第 1 項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
4. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結し

た外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第 35 条（禁止事項）

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

（1）機器および施設の改変行為

- ①当社および特定事業者から貸与した機器を譲渡、質入れ、転貸する、またはそのおそれのある行為
- ②当社および特定事業者から貸与した機器または当社施設を変更、分解、改変または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為。ただし、天災、地変、または、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではない
- ③不正な手段を用いて当社が基本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為

（2）当社の承諾のないサービスの利用行為

- ①基本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為
- ②ID、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為
- ③基本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為

（3）ソフトウェア、コンテンツおよびデータの不正使用

- ①ソフトウェアおよびコンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、逆アSEMBルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為
- ②ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為
- ③ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為
- ④ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載する、またはそのおそれのある行為
- ⑤当社の設備に蓄積されたデータを不正に書き換え、消去する、またはそのおそれのある行為

（4）違法・有害情報に関する行為

- ①当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ②当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ③当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- ④詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- ⑤わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- ⑥薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- ⑦販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- ⑧貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- ⑨無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- ⑩当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- ⑪第三者になりすまして基本サービスを利用する行為

- ⑫ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - ⑬無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
 - ⑭第三者の設備等または基本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - ⑮基本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - ⑯違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 - ⑰違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
 - ⑱人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
 - ⑲人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
 - ⑳その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
 - ㉑犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
 - ㉒その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (5) その他
- ①その他、基本サービスの運営を妨げる等、当社および特定事業者が不相当と判断する行為
 - ②その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

第 36 条（情報の削除等）

当社は、加入者による基本サービスの利用が前条各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で基本サービスの運営上不相当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 前条各号に該当する行為をやめるように要求します
- (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します
- (3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求します
- (4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます

2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第 37 条（著作権）

当社内の加入者のホームページに作成するコンテンツは、加入者自身が著作権を有するもの、または第三者が著作権を有する場合は加入者が事前に著作権者の承諾を得たものでなければなりません。

2. 加入者は、基本サービスの利用を通じて入手したいかなる情報も、当該情報の著作権者の承諾を事前に得た場合を除き、複製、販売、出版その他いかなる方法においても、加入者自身の私的使用以外に使用してはなりません。

第 38 条 (コンテンツ)

加入者が、当社サーバ内に開設した加入者のホームページで発信する情報の作成、アップデートは、別途契約による場合を除き、加入者が行うものとし、当社は一切関係しないものとし、

2. 加入者が発信する情報は、国内外の法令に違反するものであってはなりません。
3. 当社は、加入者が当社サーバ内のホームページに作成したコンテンツに関し、次の権利を有するものとし、
 - (1) 加入者のコンテンツを閲覧すること
 - (2) 加入者のコンテンツが第 35 条 (禁止事項) 各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合に、コンテンツの一部または全部の修正あるいは削除を加入者に要求すること
 - (3) 加入者が前号の要求に従わないと当社が判断した場合、加入者のコンテンツの一部または全部を削除すること

第 39 条 (加入者の義務)

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとし、

- (1) 加入者が他のネットワーク (国内外) を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従うこと
 - (2) 加入者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと
2. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 40 条 (基本サービスの利用様態の制限)

基本サービスの利用契約において、当該サービスに関して使用するドメイン名およびインターネットアドレスは、当社が指定するものとし、

2. 加入者は、前項に基づき指定されたもの以外のドメイン名あるいはインターネットアドレスを使用して基本サービスを利用することはできません。

第 41 条 (損害賠償の免責および特約事項)

加入者が、第 13 条 (特定事業者が定める加入者回線等番号)、第 19 条 (加入者の維持責任) 第 1 項、第 34 条 (機密保持) 第 1 項、第 35 条 (禁止事項)、第 38 条 (コンテンツ) 第 2 項および第 39 条 (加入者の義務) について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとし、

2. 当社は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて一切の責任を持ちません。また、基本サービスの利用契約が終了した際は、当社は速やかに当該加入者のデータを削除するものとし、この場合当社は削除されたデータに関して一切責任を負わないものとし、
3. 当社は、基本サービスの提供の状態を確認するために、共通約款第 42 条 (個人情報) の規定を遵守した上で、加入者の使用するケーブルモデム等と電気信号による通信を行うことができるものとし、
4. 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとし、

付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとし、
- (2) 2016 年 10 月 1 日以降に加入した場合は、第 4 条 (基本サービスの内容) 第 3 項の規定にかかわらず、「ホームページURL」および「ホームページ容量」について、標準機能に

含まれません。

- (3) 第5条（オプションサービス種目）に定める「追加ホームページURL」および「追加ホームページ容量」の新規申し込みの受付は終了しています。ただし、現在利用中の場合は、継続して利用することができます。
- (4) 基本サービス約款は、2017年3月1日より施行します。